

## 環境の保全に係る取組推進に向けた包括連携事業に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）及びサントリーホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、環境の保全に係る取組推進に向けた包括連携事業（以下「本事業」という。）の実施について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携して本事業を実施するに当たり、本事業の内容、役割分担及びその他必要な事項を定めることを目的とする。

### （本事業の分野）

第2条 本事業は、甲及び乙が連携して次に掲げる事項を実施する。

- （1）資源循環分野に関すること。
- （2）生物多様性保全分野に関すること。
- （3）気候変動・エネルギー分野に関すること。
- （4）環境に係る教育・啓発に関すること。
- （5）その他環境問題の解決に資する取組に関すること。

### （役割分担）

第3条 本協定における甲及び乙の役割分担は、次のとおりとする。

#### （1）甲の役割

- ア 乙が東京都の区域内（以下「都内」という。）において実施する環境保全・社会貢献活動及び本事業に係る取組のPRについて、機会及び場所を提供し、その他必要な協力をする。
- イ 本事業に関する周知及び広報をすること。
- ウ その他本事業の実施のために必要な業務を実施すること。

#### （2）乙の役割

- ア 甲が実施する環境行政に係る取組及び本事業に係る取組のPRについて、機会及び場所を提供し、その他必要な協力をする。
- イ 本事業に関する周知及び広報をすること。
- ウ その他本事業の実施のために必要な業務を実施すること。

### （協力要請）

第4条 甲及び乙は、前2条の規定に基づき実施する事業において、相手方の協力を必要とするときは、相手方に対して協力を要請することができる。

### （秘密の保持）

第5条 甲及び乙は、本事業を通じて知り得た相手方の情報を、書面による相手方の事前の承認を得ずに、第三者（乙のグループ会社を除く）に開示し、若しくは漏えいし、又は本事業以外の目的で使用してはならない。

2 甲及び乙は、本事業を通じて知り得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に基づき適正に取り扱うものとし、相手方の承諾を得ずに他人に開示し、又は漏えいしてはならない。なお、本条の定めは本協定終了後も有効に存続するものとする。

(法令の遵守)

第6条 甲及び乙は、本協定に定めるそれぞれの役割の履行に当たっては、適用される関連法令を遵守するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第8条 甲及び乙は、本協定を解除しようとする場合は、相手方に対して解除予定日の1か月前までに書面でその旨を通知することにより、甲乙協議の上、解除することができるものとする。

2 甲及び乙は、本協定を継続することにより甲及び乙の業務に支障が生じる恐れがあるとき、又は天災その他やむを得ない事由が発生したときは、甲乙協議の上、本協定を解除することができる。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上取り決めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成して、甲乙双方が署名又は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 6 年 5 月 21 日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

東京都知事

小池 百合子

東京都港区台場二丁目3番3号

乙 サントリーホールディングス株式会社

代表取締役社長

新浪 剛史